

警報発令時の保育について

◎午前6時30分現在 「かつらぎ町に、警報が発令されている場合」

➡ 自宅待機をお願いします

◎午前6時30分を過ぎて 「かつらぎ町に、警報が発令された場合」

➡ 発令された時点で自宅待機をお願いします

※なお、午前6時30分を過ぎて、「かつらぎ町の、警報が解除された場合」は、保護者の判断で登園させてください。但し、午前8時30分を過ぎて解除された場合は、材料与調理の都合で給食ができませんので、お弁当持参で登園していただきますようお願いいたします。

※※※対応例※※※

登園例:午前6時30分現在で、橋本市に大雨警報が発令、かつらぎ町に大雨注意報が発令されている場合、園児は登園になります。

午前6時30分現在に、近隣の市町村に警報が発令されていても、かつらぎ町に警報が発令されていなければ登園となります。

待機例:午前6時30分現在で、かつらぎ町に警報が発令されている場合は自宅待機となります。例えば、橋本市の警報が解除された場合でも、かつらぎ町の警報が解除されていない場合は自宅待機です。

自宅待機中の園児の登園は、かつらぎ町の警報が解除されてからとなります。

◎緊急連絡について

保育中に警報が発令された場合、また、その他の非常事態(地震・火災・台風等)が発生した場合、こども園から連絡(メール・電話)させていただきますので、連絡のご確認をお願いします。

※警報等は、大雨警報・洪水警報・暴風警報を指します。